

## 10 グローバル化に対応する強い農林業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

### 【提言・提案項目】制度・予算

- 1 農畜産物や木材の輸出拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく取組を加速すること。
  - (1) 柑橘の検疫条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を強化すること。
  - (2) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を強化すること。
  - (3) 茶の輸出拡大に向け、欧米とのインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を強化すること。
  - (4) 米の輸出拡大に向け、多様な輸出機会を提供できるよう、中国への働きかけを継続的に進めること。
  - (5) 木材の輸出拡大に向け、オールジャパンでの輸出先国のニーズに関する情報収集や総合窓口機能を整備するなど、意欲的な事業者を支援するための環境を整えること。
  - (6) 「フードバリューチェーントータル実証事業」等、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組への支援を継続し、十分な予算を確保すること。
- 2 國際水準 GAP の認証取得の加速に向け、「農業生産工程管理推進事業交付金」の予算を十分に確保するとともに、消費者および流通事業者の理解度向上のための取組やGAPに係る教育カリキュラムを都道府県が効果的に実施できるよう、交付対象を拡充すること。

### 《現状・課題等》

- 1 農林水産物・食品の輸出額は、平成 29 年の実績値で 8,073 億円（速報値）となり、平成 25 年から 5 年連続で増加しています。さらなる拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく取組を加速することが必要です。

- (1) 県産柑橘のタイへの輸出が定着しつつある中、平成 28 年 1 月に新たな輸出検疫条件（かんきつそうか病（SOS）対策）が追加されたことや、輸出対象が 11 月 1 日以降の収穫物に限定され、事実上、極早生温州みかんが対象にならないことなどが、輸出拡大の障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出の拡大を図るために、インポートトレランスの対象拡大に向けた取組を強化することが必要です。

- (2) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾等で月齢制限（30か月齢未満）が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望されます。
- (3) 伊勢茶の欧米への輸出拡大をめざしていますが、使用可能な農薬が制限されていることから、欧米とのインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を強化することが必要です。
- (4) 中国は国産農産物の大きな需要が見込まれる有望市場であり、平成29年から県産米の試験輸出が始まっています。中国への米の輸出に際しては指定登録施設での精米・くん蒸が必要となります。指定登録施設は神奈川県横浜市にしかありません。輸出に取り組みやすい環境を整備するため、多様な輸出ルートを確保することが望れます。
- (5) 中国の「木構造設計規範」の改定が8月に予定され、日本産木材のさらなる輸出拡大が期待される中、中国などの大きな市場に対しては、輸出に関する情報を一元的に集約するとともに、意欲のある輸出事業者をサポートできるよう、日本の木材製品をオールジャパンで普及・PRする体制など輸出拡大に向けた環境を整備する必要があります。
- (6) 本県では、平成29年度補正予算「フードバリューチェーントータル実証事業」の活用により、伊勢茶輸出プロジェクトに取り組んでいます。海外の需要拡大や商流構築に向け、継続的に取り組むことが必要です。

2 本県では、「農業生産工程管理推進事業交付金」の活用により、農業者や関係団体、三重県が一丸となってGAP認証の取得促進に取り組んでいます。

- (1) 食のグローバル化が進んでいく中で、国際水準GAPの必要性がますます高まっていることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化する必要があります。また、次世代の農業リーダーを育成するため、農業高校および農業大学校において継続してGAPの認証を取得し、実践的な学習機会を提供する必要があります。
- (2) 国内では、GAPに対する消費者や流通事業者の認知度が低いことから、国際水準GAPに取り組む農業者等の努力が評価されるよう、消費者等の理解を促進することが必要です。また、GAPの取組機運の醸成に向け、流通事業者とのマッチング機会の創出や流通事業者との連携による消費者へのPRなどにより、地域段階でGAPの理解度向上を図る必要があります。

事務担当 農林水産部農産園芸課、森林・林業経営課、畜産課、教育委員会事務局高校教育課

関係法令等 農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱

# 10 グローバル化に対応する強い農林業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

## 1 「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく取組の加速

- ・輸出額は平成29年の実績値で8,073億円（速報値）となり平成25年から5年連続で増加
- ・輸出額1兆円（平成31年）の目標達成に向けては、地方の課題解決を加速することが重要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、生産者と相手国消費者をつなぐ環境の整備等、品目ごとの取組に対する支援の充実・強化が必要

### 農畜産物の輸出促進に向けた二国間協議および輸出拡大のための取組への支援の強化

#### 柑 橘

- 【タイ】  
・タイ検査官の招へいによる輸出検査が必要  
・SOS防除(殺菌・防かび処理)が必要  
・輸出は11月1日以降の収穫物のみ可能で、極早生温州みかんは対象外



#### 【台湾】

- ・残留農薬基準が厳しく、使用農薬に制限

#### 日タイ合同検査

#### 伊賀牛・松阪牛等

- 【中国】輸出が解禁されていない

- 【台湾】月齢制限(30ヶ月 齢未満)が残る



#### 伊勢茶

- 【欧米】  
残留農薬基準が厳しく、  
使用農薬に制限

- 「フードバリューチェーントータル実証事業」の活用により、伊勢茶輸出プロジェクトを実施

#### 米

- 【中国】  
精米・くん蒸を行う指定登録施設は、国内1箇所(神奈川県)のみ

- 平成29年から県産米の試験輸出がスタート！



#### 課題

- 輸出環境の整備に向け、  
・二国間協議の強化が必要  
・品目別の取組支援を継続することが必要

### 木材の輸出拡大に向けた環境の整備

#### 丸 太

- ・平成27年2月から本格的な輸出が開始され、以降、中国・台湾・韓国に向けた商業輸出が継続
- ・韓国では、優良材産地としての認知度も向上



#### 韓国への原木輸出

#### 木材製品

- 【中国】  
木構造設計規範の改定により、スギ・ヒノキの構造材・内装材等への需要拡大が期待される  
・市場調査により、ターゲットを明確にし、効果的なPRが必要



#### 尾鷲ヒノキ等優良材

#### 【韓国】

- ・日本産ヒノキの人気が高く、内装材・家具に使用される
- ・現地のエージェント選定・確保が難航



#### 見本市(韓国)での製品PR

#### 課題

- 日本の木材製品をオールジャパンで普及・PRする体制など環境の整備が必要

## 2 國際水準GAPの認証取得促進に向けた取組の加速

### 「農業生産工程管理推進事業交付金」の効果的な活用

#### GAPの推進体制を強化し、認証取得を促進！

- ・GAP指導員を129名育成(農産物118名・畜産物11名)
- ・GAP認証取得件数は29件に拡大！(H29年度新規7件)

#### GAPの学習環境を整備！

- ・県立農業高校でGAP認証を取得（1校取得）
- ・三重県農業大学校でGAP認証を取得

#### 課題

- 東京オリパラとその先を見据えさらなる認証拡大が必要

- 教育的效果が高く、実践人材の育成に直結するが、GAP更新の費用は支援の対象外



#### 明野高校でのGAPの公開審査

#### GAPの認知度は依然低い

- ・食品関係事業者で40% (H29年度食品産業動態調査(農林水産省))
- ・県民ではわずかに7% (H29年度GAPに関するアンケート(三重県))

#### 課題

- GAPの理解度向上が必要だが、地域段階での取組は支援の対象外

- 提言
- 農畜産物や木材の輸出拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく取組を加速すること。
    - 柑橘の検疫条件緩和に向けたタイとの協議を進めること。また、台湾とのインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を強化すること。
    - 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を強化すること。
    - 茶の輸出拡大に向け、欧米とのインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を強化すること。
    - 米の輸出拡大に向け、多様な輸出機会を提供できるよう、中国への働きかけを継続的に進めること。
    - 木材の輸出拡大に向け、オールジャパンでの輸出先国のニーズに関する情報収集や総合窓口機能を整備するなど、意欲的な事業者を支援するための環境を整えること。
    - 「フードバリューチェーントータル実証事業」等、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組への支援を継続し、十分な予算を確保すること。
  - 国際水準GAPの認証取得の加速に向け、「農業生産工程管理推進事業交付金」の予算を十分に確保するとともに、消費者および流通事業者の理解度向上のための取組やGAPに係る教育カリキュラムを都道府県が効果的に実施できるよう、交付対象を拡充すること。

【農林水産部】

# 11 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(農林水産省、厚生労働省、文部科学省)

## 【提言・提案項目】制度・予算

- 1 農林水産業における障がい者の就労拡大に向け、農山漁村振興交付金や工賃向上計画支援等事業の充実強化を図り、農林水産業の経営体と障がい者をつなぐ人材の確保・育成など、農林水産業と福祉分野の連携を促進すること。
  - (1) 障がい者の適性や能力に応じ、農作業等の調整や技術支援に取り組む「農林水産業版ジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の実情に応じて、県などが研修制度を創設・実施できるようにすること。
  - (2) 農林水産業の経営体と福祉事業所との間で、障がい者が受託する作業の掘り起しや斡旋を進める「コーディネート人材」が活躍できるよう、共同受注窓口などへの配置や活動を支援すること。
  - (3) 「水福連携」を促進するため、福祉事業所等による漁業用施設等の整備などを支援すること。
- 2 障がい者が生産した農林水産物や、農林水産業と福祉分野との連携が地域にもたらす効果を、国をあげて積極的にPRすること。
- 3 特別支援学校での農業の職業教育の充実とともに、教育関係者や保護者等の理解の醸成を図ること。

## 《現状・課題等》

- 1 本県では、平成23年度から、農業分野における障がい者の就労拡大に向け、関係者の意識の啓発や知識の習得を図るため、農業大学校における講座や福祉事業所職員に対する研修会などを実施してきました。また、県内の福祉事業所などが会員となって設置された「三重県障がい者就農促進協議会」と連携しながら、障がい者の適性や能力にあわせて農作業を調整する「農業版ジョブコーチ(農業ジョブトレーナー)」の確保・育成に取り組んできたところです。

また、農業分野をはじめ、林業や漁業の分野でも、障がい者による施設外就労（事業所外における作業受託）を促進するため、障がい者が取り組める作業の掘り起こしや農林水産業の経営体と福祉事業所のマッチングに取り組んでいます。

今後さらに、農林水産業における障がい者の就労を促進するためには、障がい者の適性や能力に応じて作業調整ができる「農林水産業版ジョブコーチ」を、一定の能力水準となるよう地域が主体となって育成するとともに、障がい者が取り組める作業の掘り起こしや農林水産業の経営体と福祉事業所をつなぐ「コーディネート人材」を確保していくことが急務です。

特に水産分野では、福祉事業所の水産業への参入支援を進める中で、養殖施設等の整備など初期投資の負担が大きいことが課題になるとともに、障がい者が安全に作業できるよう専門家を育成するなど、ソフト面での環境づくりが求められています。

- 2 本県では、平成28年度から、県内の交流施設において「農福連携マルシェ」を開催し、農業分野における障がい者の活躍を発信するとともに、障がい者が生産した農産物や加工品の販売を支援しています。

「農福連携マルシェ」は、ノウフク商品のPRはもとより、直接的に販売に携わる障がい者の生産意欲の向上、自立心や自信・生きがいの創出につながるなどの効果があることから、こうした取組を地方段階のみならず、全国規模で実施することが必要です。

- 3 農業が障がい者の職業選択の一つとなるよう、特別支援学校における農業の教育プログラムを構築するとともに、地域の農業経営体、福祉事業所はもとより、教育関係者や保護者等の理解を醸成していく必要があります。

事務担当 農林水産部担い手支援課、水産資源・経営課

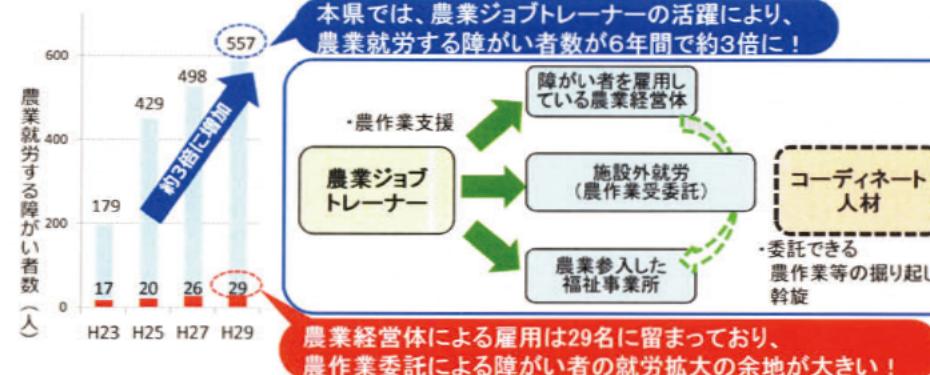
関係法令等 障害者雇用促進法、農山漁村振興交付金実施要綱

# 11 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(農林水産省、厚生労働省、文部科学省)

## 現状と課題 1 農林水産業における障がい者の就労拡大に向け、農林水産業の経営体と障がい者をつなぐ人材の育成が必要

### ◆農業分野で取組が先行



### ◆林業・水産分野でもマッチングを実施



#### 【課題】

- (1) 農林水産業版ジョブコーチの育成は、地方だけでなく、全国規模で実施することが必要！  
・農林水産業版ジョブコーチの研修制度の創設  
・県などが取り組む人材育成への支援の強化

- (2) 農作業等を掘り起して福祉事業所に斡旋するコーディネート人材の共同受注窓口への配置や活動支援が必要！

- (3) 水福連携を促進する支援制度が必要！  
・福祉事業所等による漁業用施設の整備への支援  
・障がい者が安全に作業できる環境づくり

## 現状と課題 2 全国規模で、障がい者の活躍事例や障がい者が生産した農林水産物などの積極的なPRが必要

### ◆障がい者が生産した農産物や加工品の販売支援および情報発信を実施



#### 農福連携マルシェは多様な効果を発揮！

- 商品のPR
- 生産意欲の向上
- 自立心や自信・生きがいの創出

#### 【課題】

- マルシェなどは、地方だけでなく、全国規模で実施することが必要！

全国都道府県ネットワークでもノウフク・マルシェ等を開催



## 現状と課題 3 特別支援学校での農業職業教育の充実、教育関係者や保護者等の理解醸成が必要

### ◆農業教育プログラムの構築や関係者の理解醸成を促進



#### 特別支援学校の生徒の多様な職業選択を実現！

- 農作業や加工販売作業の見学・実習
- 関係者の交流会、現地見学会

#### 【課題】

- 関係省庁が連携し、障がい者への農業の職業教育を充実させるとともに、保護者等の理解を醸成する必要！

提 言	1 農林水産業における障がい者の就労拡大に向け、農山漁村振興交付金や工賃向上計画支援等事業の充実強化を図り、農林水産業の経営体と障がい者をつなぐ人材の確保・育成など、農林水産業と福祉分野の連携を促進すること。 (1) 障がい者の適性や能力に応じ、農作業等の調整や技術支援に取り組む「農林水産業版ジョブコーチ」を確保・育成するため、国がガイドラインを作成した上で、地域の実情に応じて、県などが研修制度を創設・実施できるようにすること。 (2) 農林水産業の経営体と福祉事業所との間で、障がい者が受託する作業の掘り起しや斡旋を進める「コーディネート人材」が活躍できるよう、共同受注窓口などへの配置や活動を支援すること。 (3) 「水福連携」を促進するため、福祉事業所等による漁業用施設等の整備などを支援すること。
	2 障がい者が生産した農林水産物や、農林水産業と福祉分野との連携が地域にもたらす効果を、国をあげて積極的にPRすること。
	3 特別支援学校での農業の職業教育の充実とともに、教育関係者や保護者等の理解の醸成を図ること。

【農林水産部】